

消防計画の解説【小規模・統括防火管理用】

第1 作成上の留意事項

1 消防計画【小規模・統括防火管理用】の作成例の活用対象物

消防法第8条第1項の防火管理者の選任を必要とする防火対象物のうち、事業所の延べ面積が1,000 m²未満のもので、統括防火管理が該当するものの消防計画を作成する場合に活用します。

2 記入上の注意事項

- (1) 消防計画の作成例は、一般的な事業所の形態を想定しているため、個々の事業所の形態及び建築構造、設備等の設置状況等の実態とその特異性を考慮して、適宜、加筆修正をして作成してください。
- (2) 加筆修正する場合は、当該事業所の実態を踏まえて、各項目の「その他」の欄又は余白に書き加えるなどしてください。
- (3) ＊印の欄には、消防計画を作成する事業所の実情について記入してください。
- (4) ※印の欄には、消防計画を作成する事業所の実情に応じて、該当する場合にのみ記入し、該当しない場合は二重線などで消去してください。

3 留意事項

- (1) 作成する「消防計画【小規模・統括防火管理用】」の各項目は、「第3 作成例」の○留意事項○に基づいて、作成してください。
- (2) 作成例に示すもののほか、各事業所において必要と思われる事項は、消防計画の内容に盛り込むこと。
- (3) 別表関係は、その使用目的、内容をよく理解した上で活用すること。
また、別表1-1、1-2の自主検査表は、事業所の用途の特性を考慮して作成すること。

4 小規模用消防計画作成チェック表等の添付

消防計画作成(変更)届出書には「消防計画作成チェック表(小規模・統括防火管理用)」を添付するとともに、消防計画の定める事項に漏れがないかどうかチェックを行ってください。

第2 消防計画作成チェック表（小規模・統括防火管理用）

□統括防火管理義務対象物 [該当・非該当]

作成する内容		必要項目	作成 チェック	※備考
1	目的と適用範囲	○	レ	
2	管理権原者及び防火管理者の業務と権限	○	レ	
3	消防機関への報告・連絡	○	レ	
4	統括防火管理者への報告	○	レ	
5	火災予防上の点検・検査	○	レ	
6	従業員の守るべき事項	○	レ	
7	放火防止対策	○	レ	
8	工事等における安全対策	○	レ	
9	事業所の自衛消防隊の編成及び任務等	○	レ	
10	その他防火管理上必要な事項	○	レ	
11	地震対策	○	レ	
12	防火・防災教育	○	レ	
13	訓練	○	レ	
14	防火管理業務の委託等 [該当・非該当]	△	レ	
15	避難経路図の掲出	○	レ	
16	附則	○	レ	
別表 1-1	自主検査表（日常）	○	レ	
別表 1-2	自主検査表（定期）	○	レ	
別表2	自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」	○	レ	
別表3	事業所の自衛消防隊の編成と任務	○	レ	
別表4	防火管理業務の一部委託状況表	○	レ	
別紙1	防火・防災の手引き（従業員用）	○	レ	
別紙2	防火・防災の手引き（新入社員用）	○	レ	
別図	避難経路図	○	レ	

- (備考) 1 ○印は、消防法第8条第1項に定める防火管理に係る消防計画作成の上で必要な項目、△印は、当該事業所の実情に応じて該当する場合に記入すること。
- 2 作成チェックは、消防計画作成者が、当該事業所の防火に係る消防計画作成にあたり、必要項目を確認し、作成したものについて「レ」印でチェックする。
- 3 [該当・非該当] の欄は、どちらかを○で囲む。

第3 作成例

○留意事項○

例 *喫茶・軽食 ○○○○における
防火管理に係る消防計画
【小規模・統括防火管理用】
* _____年__月__日作成

1 目的と適用範囲

1 目的

作成する消防計画の目的や根拠法令を理解します。この目的において、どの防火対象物の消防計画であるかを明確にしておく必要があります。

例 *喫茶・軽食○○○○の防火管理についての防火管理上必要な事項を定め、・・・

2 適用範囲等

消防計画に定める防火管理業務の適用範囲を定めます。

(1) 管理権原が分かれている防火対象物については、当該権原の及ぶ場所的範囲（エリア）を文章又は平面図等により図示する等して明確にする必要があります。

例 この計画による管理権原の及ぶ範囲は、*○○○○ビルのうち、*喫茶・軽食 ○○○○が使用する部分とする。

(2) 作成する消防計画が適用される範囲を定める必要があります。

イ 消防計画の適用範囲は、管理権原者及び防火管理者のほかに、事業所に入出入りするすべての者に適用するように定めておきます。

例 *喫茶・軽食 ○○○○に勤務し、出入りするすべての者

ウ 防火管理業務を第三者に委託している場合は、委託を受ける者（以下、「受託者」という。）も消防計画の適用対象とします。

2 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

1 管理権原者の責務

(1) 防火管理業務は、管理権原者が防火管理者を選任して行わせるものではありませんが、最終的な防火管理責任は、管理権原者にあることを消防計画の中で明確にしておきます。

(2) 防火・防災上の建築構造、消防用設備等や特殊消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、

管理権原者の責任で速やかに改修することを明確にしておきます。

- (3) 管理権原者は、当該事業所における自衛消防活動全般に関する責任を負わなければなりません。

2 防火管理者の業務

防火管理者は、次に掲げる業務について、責任を負います。

- (1) 消防計画に定める訓練計画に基づき、定期的に自衛消防訓練を実施しなければなりません。
- (2) 建物、危険物等の施設、火気を使用する設備器具（以下、「火気使用設備器具」という。）消防用設備等の点検・検査の実施及び監督についての義務を負います。

例 ア 建物に設置されている消防用設備等

イ 建物の主要構造部（基礎、構造等）や内装等

ウ 防火戸、防火シャッター、防煙たれ壁等の火災の拡大を防ぐための施設

エ 階段、避難口等の避難するために必要な施設

オ 電気を使用する設備全般

カ 危険物製造所等、少量危険物貯蔵取扱所や指定可燃物貯蔵取扱所等

キ 火を使用する設備全般

- (3) 消防用設備等の法定点検、整備の際は、立会い、確認をします。
- (4) 増改築、模様替え等の工事場所は、溶接・溶断等で火花が散るなどして危険が高いことから、防火管理者が立ち会い、確認をします。
- (5) 火気を使用する場合は、取扱いに関する指導監督を行います。
- (6) 過剰な人員が入場することのないように収容人員を適正に管理します。
- (7) 防火管理者がリーダーとなって、従業員やその他防火管理業務に従事する者に対する防火・防災教育を実施します。
- (8) 防火担当責任者や火元責任者など防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与え適切に監督する業務を実施します。
- (9) 管理権原者に対しては、不備欠陥箇所や自主チェック表に基づく検査・点検について報告します。
- (10) 放火防止対策を定め、その内容の推進を図ります。
- (11) 地震による被害軽減のため、防災施設・避難施設の点検・検査の実施及び監督についての義務を負います。
- (12) 地震発生時におこる家具類の転倒、落下、移動の防止措置を行います。
- (13) その他上記以外に防火管理者として行わなければならない防火管理業務を実施します。

3 消防機関への報告・連絡

1 消防機関へ報告、連絡する事項

- (1) 防火管理者の選任・解任をした場合は、届出が必要となります。（消防法施行規則第3条の2）
- (2) 消防計画を作成・変更した場合は、届出が必要となります。（消防法施行規則第3条）
- (3) 消防用設備等の点検結果は、不特定多数の者が利用する用途部分を含む特定防火対象物では

1年に1回、その他の防火対象物では3年に1回は消防機関に報告することが義務付けられています。(消防法施行規則第31条の6)

(4) 防火管理者は、次に掲げる事項の工事を行うときは、「工事中の消防計画」を春日井市消防長に届け出なくてはなりません。

ア 事業所の増築等の工事で建築基準法第7条の6及び同法第18条第22項に基づき、特定行政庁の仮使用の承認を受けたとき。

イ 事業所の増改築、模様替え等の工事に伴い、消防用設備等の機能を停止させるとき又は機能に著しく影響を及ぼす恐れのあるとき。

(5) 消防用設備等を新たに設置又は増設した場合は、消防機関へ届け出ることが義務付けられています。(消防法施行規則第31条の3)

(6) 消防計画に基づき、消火・通報及び避難の訓練を実施するときは、事前にその訓練計画の通報(届出)が必要となります。(消防法施行規則第3条第11項)

(7) その他(※)

下記の事項に該当する防火対象物は、別途、その内容を記入します。

ア 劇場・映画館・観覧場・公会堂若しくは集会場の舞台又は客席、及び百貨店・マーケット・その他の物品販売業を含む店舗又は展示場の売場、展示部分などは、喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みが禁止されているので、これらの行為を行おうとするときは「禁止行為の解除承認申請書」を提出しなければなりません。(春日井市火災予防条例第23条)

例 ※ 喫煙、裸火の使用又は危険物品の持込みを禁止されている場所において、これらの行為を行おうとするとき

イ 上記以外で少量危険物・指定可燃物の貯蔵又は取扱い、火を使用する設備等の設置等の届出を必要とすると予想される場合は、別途記入します。

2 防火管理維持台帳の作成、整備及び保管

(1) 管理権原者は、防火管理業務上の必要な書類を編冊して「防火管理維持台帳」を作成し、整備、保管しておかなくてはなりません。

【取りまとめて編冊しておく書類の例】

ア 防火管理者選任(解任)届出書、消防計画作成(変更)届出書の写し

イ 防火管理講習の修了証の写し

ウ 工事整備対象設備等着工届出書の写し

エ 消防用設備等(特殊消防設備等)設置届出書の写し

オ 消防用設備等検査済証

カ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書の写し

キ 消防計画に基づき実施される次の事項の状況を記載した書類

- ・ 火災予防上の自主点検の状況
- ・ 消防用設備等の点検及び整備の状況

- ・ 避難施設の管理の状況
 - ・ 防火上の構造の維持管理状況
 - ・ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
 - ・ 消火・通報及び避難の訓練の状況（自衛消防訓練等実施計画（結果）届出の写し）
 - ・ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者、又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督状況
- ク その他防火管理上必要な書類
- ・ 避難経路図
 - ・ 防火管理業務の委託に関する書類
 - ・ 禁止行為の解除承認申請書

4 統括防火管理者への報告

統括防火管理が該当する事業所の場合は、防火対象物の全体について統括防火管理者が作成した「全体についての消防計画」に定められた事項と「事業所の消防計画」との整合を図るための内容を定めておきます。

具体的な内容として、全体についての消防計画に基づき事業所の用途を変更するときや消防用設備等を設置・変更するとき、テナントの内装を改修するときは、あらかじめ統括防火管理者に報告するように定めておきます。また、統括防火管理者から指示命令された事項についても、その都度、結果の報告を行うように定めておきます。

5 火災予防上の点検・検査

- 1 火災予防上自主検査チェック表、自主点検チェック表は、各事業所の火気の使用状況等を考慮して検査項目を定めます。
 - (1) 終業時等の機会に捉え、次のような項目について点検を実施して、結果を別表 1－1 に記入します。
 - ア 避難通路等の避難施設の維持管理
 - イ ガス器具等のホースの劣化・損傷
 - ウ 電気器具の配線の劣化・損傷
 - エ 火気使用設備器具等の異常の有無
 - オ 吸殻の処理
 - カ 倉庫等の施錠確認
 - キ 閉店・閉館時等の火気使用設備器具の確認
 - ク その他（トイレ等の巡回等）
 - (2) 建物の構造、防火戸等の防火設備、階段・通路等の避難施設、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の状況に応じた防火に関する項目について、おおむね年 4 回程度、自主的に検査を実施して、結果を別表 1－2 に記入します。
 - (4) 消防用設備等の維持管理に関する項目について、おおむね年 2 回程度、自主的に点検を実施して、結果を別表 2 に記入します。

- (5) 自主検査・点検の実施時期、検査実施者を定めておきます。

例

検査・点検実施項目	検査実施時期（＊）	検査実施者（＊）
別表1－1 『自主検査チェック表（日常）』	毎日（終業時実施）	最終帰宅者
別表1－2 『自主検査チェック表（定期）』	<u>3</u> 月、 <u>6</u> 月 <u>9</u> 月、 <u>12</u> 月	防火管理者
別表2 『自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」』	<u>3</u> 月、 <u>9</u> 月	防火管理者

2 消防用設備等の法定点検

- (1) 消防用設備等の法定点検は、点検の実施から点検結果報告書の届出までに一定の期間を要することを考慮して、計画的に実施しなければなりません。
- (4) その他
消防用設備等の維持管理のすべてを建物所有者側で実施しているときは、建物所有者側の責任で実施する旨をその他の欄に記入してください。

例 ※ 消防用設備等の法定点検について、賃貸契約に基づき、建物所有者の責任において実施するものとする。

3 報告等

- (1) 防火管理者は、自主検査・自主点検及び法定点検の結果をその都度確認し、その記録を管理することを明記しておきます。
- (2) 防火管理者は、前(1)の結果で不備があった場合、管理権原者に報告して改修の指示を仰がなくてはなりません。

6 従業員の守るべき事項

日頃から従業員、職員等の防火・防災意識を高め、火気管理を徹底する必要があります。

- 避難施設を管理しなくてはなりません。
- 防火戸とは、階段等への出入口に設けられる鉄製の扉、シャッター等をいい、他への延焼防止、階段室等への煙の流入防止の役割を果たしています。このことから、熱や煙等を感知して自動的に閉鎖するものを除いて、常に閉鎖しておく必要があります。
- 喫煙は指定された場所で行うなど、従業員の喫煙管理を徹底しなくてはなりません。
- 調理作業では油脂を含んだ蒸気が発生するため、厨房機器やその周囲は絶えず油で汚れています。汚れたままにしていると、油かすに火が着いて火災になることがあるため、点検・清掃を行います。
- 油脂が発生する厨房設備等の排気ダクトには、火災発生時に炎の侵入を防ぐために、防火ダン

パーや自動消火装置が設置されていますが、付着した油かす等により正常に作動しない火災事例が発生していることから日頃から整備・清掃をしなければなりません。

6 ガス機器からの火災は、その半数以上が使用中の放置から発生しているため、注意が必要です。

7 火気使用設備器具からの延焼を防ぐため、周囲には可燃物を置かないようにします。

7 放火防止対策

4 その他必要な事項

事業所の実情に応じた放火防止対策を、次の内容を参考に定めておきます。

例 ※ 挙動不審者を見かけた場合は、速やかに防火管理者に報告する。

※ ゴミ類は、ゴミ収集日の朝までゴミ集積場には出さない。

8 工事等における安全対策

防火管理者は、前³1(4)に記載の通り、増改築、模様替え等の工事を行う場合は、工事中の安全対策を樹立し、「工事中の消防計画」を春日井市消防長に届け出なくてはなりません。

1 工事は溶接・溶断等の火気を伴うことが多いので、防火管理者は工事を行う者に事前に工事計画書を提出させて、火災予防上必要な指示を行わなくてはなりません。

2 防火管理者は工事に立会い、進展状況や火気管理の状況を確認した上で火災発生の危険があると判断した場合は、必要に応じて工事を中止させる等の措置をとらなければなりません。

3 指定された場所以外では、喫煙、裸火の使用等を行わないことを徹底させます。

4 作業場所ごとに火気管理の責任者を明確にしておく必要があります。

5 防火管理者は、間仕切り変更等による自動火災報知設備の感知器の未警戒や避難通路の確保状況等の法令適合の状況の確認をしなければなりません。

6 その他必要な事項

工事の種別に応じた安全対策を、次の内容を参考に定めておきます。

例 ※ 溶接、その他の火気を使用する工事を行う場合は、消火器等の準備をする。

※ 塗装などに危険物を使用する場合は、その都度防火管理者の承認を受けること。

※ 放火を防止するために、資材の整理、整頓をする。

9 事業所の自衛消防隊の編成及び任務等

1 届出する消防計画には、別表3「事業所の自衛消防隊の編成と任務」を参考に作成した編成表等を添付してください。

また、自衛消防隊長や各班長には、当該事業所に勤務する防火管理者又は当該事業所に勤務する管理的又は監督的な立場の者で、事業所における自衛消防に関する必要な知識及び技能を有すると認められる者を記入してください。

2 事業所においては、別表3「事業所の自衛消防隊の編成と任務」の編成表を見やすい場所に掲出するなどして、各自衛消防隊員のその任務を周知させる必要があります。

10 その他防火管理上必要な事項

- 1 建物の収容能力を超えた過剰な人員が入場することのないように、収容人員を適正に管理しなければなりません。
- 2 営業時間外等に事業所が無人となる場合の防火管理者及び連絡がとれる者で適切な処置ができる者等の氏名、電話番号を記入します。火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに駆け付けなければなりません。

例 * 緊急連絡先 氏名 防火管理者 ○○ ○○
TEL (090) ○○○○-○○○○

11 地震対策

- 1 震災に備える事前計画
 - (1) 地震による被害を軽減するため、日頃から建物等の点検及び補強等の措置を行う必要があります。
 - ア 別表1-1「自主検査表（日常）」のチェック項目に基づき、火災予防の措置、避難施設の維持管理を行います。
 - イ 地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、地震発生時に倒壊する危険が高いため、別表1-2「自主検査表（定期）」のチェック項目に基づき、耐震診断、耐震改修等の措置を行い、建物の安全を確保する必要があります。
 - (2) 地震による揺れに備え、オフィスの家具類の固定等を行います。
 - (3) 危険物を貯蔵又は取り扱う事業所は、危険物の種類、数量、施設の規模、設備の形態等に応じた対策を立てる必要があります。特に、危険物品、化学薬品、高圧ガス等の転倒、落下による漏えい、混合発火の防止措置や送油管等の緩衝装置の機能確認、高架タンク等の落下防止措置を講じなければなりません。
 - (4) 火気使用設備器具等からの出火を防ぐには、設備の本体、周囲の状況等を点検し、不備の改善をしておかなければなりません。具体的には、自動消火装置が正常に機能するか、燃料容器の転倒防止の措置がされているか等を確認しておきます。
 - (5) 地震時には火災が同時に多発することが予想されるため、消火器等が指定された場所に常備されているかを確認しておきます。
 - (6) 地震による火災や建物倒壊などの危険が予想された場合に適切に避難を開始できるように、事前に避難場所、避難方法を定めておきます。

春日井市では各市立小学校を指定避難所としていますので、避難場所として直近の市立小学校を指定しておきます。

【避難所とは】

災害等により住宅を失った場合に一定期間避難生活を行う場所。具体的な施設としては、小中学校や公民館などの公共施設が指定されることが多い。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所で、その大きさは火災による輻射熱から身を守るために、概ね10ヘクタール以上が必要とされる。

例 ※ 避難場所は、春日井市の指定避難所である 市立〇〇〇小学校 とする。

(7) 地震発生時には、消防隊の到着の遅れが予想されることから、消防隊が到着する前に初期消火や救助・救護を効果的に行うために、必要な資器材の準備をしておきます。

非常用物品として準備しておく便利なもの

種 別	品 名
応急手当用品	①医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、整腸剤、止血剤、ばんそうこう等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、パール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ろうそく、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク等
その他	（事業内容に応じて）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

(8) 従業員に対しては、別紙1「防火・防災の手引き（新入社員用）」、別紙2「防火・防災の手引き（従業員用）」を活用して、防災教育及び訓練を定期的を実施します。

また、訓練を実施する際は、地震による被害想定に基づき、必要な人員、物資、資器材及び活動要領など、実践的な内容で行うようにします。

(9) 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」は、「東海地震に関連する調査情報」、「東海地震注意情報」のほか、『警戒宣言』が発令された場合に発表される「東海地震予知情報」があります。

警戒宣言が発令された時は、速やかに事業所内の者に伝達し、火気使用の禁止及び施設、設備の点検など、被害発生の防止措置を行います。

(10) 定期的に行う訓練等を通して内容の確認や検証を行い、常に効果的で効率的な事前計画となるよう見直しを図らなくてはなりません。

2 震災時の活動計画

- (1) 地震発生時の自衛消防活動は、原則として火災時と同じ体制での活動とします。ただし人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、震災時には、各事業所は事態に柔軟に対応できる体制を構築して活動を行わなければなりません。

震災時の自衛消防活動の体制は、事業所の各用途に応じて、任務の種類や担当者の数などを考慮し、編成する必要があります。例えば、多数の客がいるような事業所では、避難誘導担当者を多くするなどの考慮が必要となります。

- (2) 緊急地震速報は、地震の発生及びその規模を素早く感知し、地震による強い揺れが始まる数秒前から数十秒前に、強い揺れが来ることを知らせるものです。

【緊急地震速報を受信した場合の緊急措置】

- 大きなオフィス家具から離れ、机の下などに隠れて頭を保護する。
- 慌てて外の飛び出さずに安全スペースを探す。
- 火気使用設備器具を使用している場合には、揺れがおさまってから消火する。

- (3) 地震による被害を最小限に抑えるには、まず身を守り、揺れがおさまってから二次被害を防ぐために素早く火の始末を行う必要があります。

【参考】

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、地震発生から1時間までの出火件数は112件で、地震発生後5分以内の出火件数は76件となっており、全体の67.9%を占めています。

- (4) 危険物等を貯蔵し、取り扱う事業所では、あらかじめ危険物等の漏えい時の拡大防止措置、回収方法、火災等の二次災害の防止措置、資器材の準備と調達方法、災害時の事業所間の応援協定などを定めておきます。

- (5) 大規模な地震発生時は、同時に多くのけが人や救助を求める者が発生することが予想されますが、交通障害等により消防機関が平常時のような救助・救急活動を行うことが困難になることから、救出や救護については各事業所で行えるように、日頃から教育、訓練をしておく必要があります。

- (6) 自衛消防隊長は、被害状況等を正確に把握し、活動に必要な情報を自衛消防隊員に周知徹底し、在館者にも適切な指示を与えなければなりません。

- (7) 地震による火災の延焼拡大等により地域全体が危険になった場合は、あらかじめ定めた避難場所に速やかに避難しなければなりません。

- (8) 従業員等の施設内待機等

イ 管理権原者は、施設に安全に留まることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難所等へ避難させます。一時滞在施設等の開設状況は、愛知県や春日井市のホームページ、マスメディア等から収集することが可能です。

12 防火・防災教育

新入社員が入社する時期や防災の日（9月1日）などの機会をとらえて別紙1「防火・防災の手引き（新入社員用）」、別紙2「防火・防災の手引き（従業員用）」を用いて、防災教育及び訓練を定期的に行います。

防火管理者は、従業員に対して年2回以上、新入社員やパートに対しては採用時又は必要な都度、防災教育を行います。

例

対象者	実施者、実施時期、内容等
従業員	防火管理者が、別紙1「防火・防災の手引き（従業員用）」を活用して、* <u>4</u> 月、 <u>10</u> 月の年2回及び必要の都度、防災教育を行う。

13 訓練

1 訓練には、消火・通報・避難訓練を個別に実施する「部分訓練」と火災発生からの活動を一連で実施する「総合訓練」があります。「総合訓練」は少なくとも年1回以上実施します。

表には、訓練の実施時期を記入しますが、消防用設備等の点検時に併せて取扱いを行うなど訓練に関連する機会を捉えて、効果的に行うことが大切です。

2 防火管理者は訓練を実施する際は、その実施計画を消防法施行令第3条第11項に定める事前の通報に代えて「自衛消防訓練等実施計画（結果）届出」で春日井市消防長へ届け出なければなりません。

3 防火管理者は、消防計画に基づき実施した訓練について実施結果を検討し、指導事項を次の訓練に反映させなければなりません。

4 その他

(1) 不特定多数の者が利用する店舗などは、消火訓練と避難訓練を年2回以上実施することが義務付けられています。（消防法施行規則第3条第11項）

(2) 消火訓練のうち1回は、消火設備の取扱いを学ぶため、実際に訓練用消火器を使用するなどして放水訓練を行うことが求められます。

(3) 通報訓練に実施回数の定めはありませんが、「総合訓練」の一環として年1回以上実施することが必要です。

14 防火管理業務の一部委託について

1 防火管理業務の一部委託について

(1) 防火管理業務の一部を受託している者は、管理権原者・防火管理者・自衛消防隊長等の委託した者からの指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するように定めます。

(2) 受託した防火管理業務の内容について、定期的に防火管理者等に報告させるという形で、委託者と受託者の連絡が密になるように定めておく必要があります。

2 別表8「防火管理業務の一部委託状況表」には、施行規則第3条第2項に基づき

- ① 受託者の住所・氏名
- ② 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法

について記載する必要があります。

また、防火管理業務の委託を行う場合は委託者と受託者の間で契約を結び、その契約内容を明らかにした「防火管理業務の委託に関する契約書」といった書面が交付されていることが必要となります。(消防法施行規則第2条の2第2項)

防火管理業務の委託を行う場合は、「防火管理業務の委託に関する契約書」等の契約内容のわかる書類の写しを提出しなければなりません。

15 避難経路図の掲出

建物利用者に周知させることができる場所に掲出する避難経路図を、別図「避難経路図」に建物平面図に矢印で避難方向を明示するなどして作成し、消防計画に添付してください。

避難経路図には、避難施設や消防用設備等の設置位置、避難上の注意事項等も記載することが望まれます。

16 附 則

作成した消防計画の運用を開始する日を定め、記入してください。

例) * この計画は、_____年__月__日から施行する。

別表 1 - 1

自主検査表（日常） ____月

検査実施者 _____

日	曜日	検査項目							
		避難通路等の 物品の有無（避 難施設の維持 管理）	ガス器具 のホース の劣化・ 損傷	電気器具 の配線の 劣化・損 傷	火気使用 設備器具 の異常の 有無	吸殻 の 処理	倉庫等 の施錠 確認	終業時 の火気 の確認	その他（トイ レ内の可燃 物・ゴミ箱等 の確認）
1	月	○	○	○	○	○	○	○	○
2	火	○	○	○	○	○	○	○	○
3	水	定休日							
4	木	○	○	○	○	○	○	○	○
5	金	○	○	×	○	○	○	○	○
6	土	○	○	○	×	○	○	○	○
7	日	○	○	○	○	○	○	○	×
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									
(備考) 検査を実施し、良の場合は、○を不備のある場合は、×を即時改修した場合は☒を付する。							防火管理者 確認		

なお、不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

別表 1 - 2

自主検査表（定期）

実施項目及び確認箇所				確認結果	
建 物 構 造	(1) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			○	
	(2) 天井 仕上げ材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。			○	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆりみ、著しい変形等がないか。			○	
	(4) 外壁・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上げ材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。			○	
避 難 施 設	(1) 避難通路 ① 避難通路の幅員が確保されているか。			○	
	② 避難上支障となる物品等を置いていないか。			×	
	(2) 階段 階段室に物品が置かれていないか。			○	
	(3) 避難階の避難口 ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。			○	
	② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。			○	
	③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。			○	
火 気 使 用 設 備 器 具	(1) 厨房設備 ① 可燃物品からの保有距離は適正か。			○	
	② 異常燃焼時に安全装置は適正に機能するか。			○	
	③ 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。			○	
	(2) ガスストーブ、石油ストーブ ① 自動消火装置は適正に機能するか。			○	
	② 火気周囲は整理整頓されているか。			○	
電 気 設 備	電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。			○	
	② タコ足の接続を行っていないか。			×	
	③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。			×	
そ の 他					
検査実施者氏名		検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	防火管理者確認
消防 一郎		年 月 日			防火 太郎

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付する。

なお、不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとする。

別表 2

自主点検チェック表（定期）「消防用設備等」

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (年 月 日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	○
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	○
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	○
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	○
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○
屋 内 消 火 栓 設 備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガ ス 漏 れ 火 災 警 報 設 備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏 電 火 災 警 報 器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	○
	(2) 操作上障害となる物がないか。	○
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	×
避 難 器 具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	○
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	○
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	○
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	⊗
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○
誘 導 灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	×
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。	○
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	○
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	○
	(5) 表示灯は点灯しているか。	○
備 考		
検 査 実 施 者 氏 名		防火管理者確認
防火 太郎		防火 太郎

(備考) 不備欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

(凡例) ○…良 ×…不備欠陥 ⊗…即時改修

別表 3

事業所の自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長名 (* 店長 ○○○○)

自衛消防隊長の代行者兼副隊長 (* 副店長 ○○○○)

火元責任者名 (* ○○○○)、(* ○○○○)

	平常時の任務	警戒宣言発令時の任務
通報連絡担当 担当者名 (* <u>○○○○</u>) (* <u>○○○○</u>)	(1) 非常ベルを鳴らす。 (2) 119 番に通報する。 (3) 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。	○ 情報収集担当とする。 (1) テレビ、ラジオ等により情報を収集する。 (2) 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。
初期消火担当 担当者名 (* <u>○○○○</u>) (* <u>○○○○</u>)	(1) 水バケツ、消火器等を使用し、初期消火する。 (2) 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。 (3) <u>※屋内消火栓を活用し、初期消火を実施する。</u>	○ 点検担当とする。 (1) 担当区域の点検を行い、転倒、落下防止等の被害防止措置を実施する。 (2) 危険箇所の補強等を行う。
避難誘導担当 担当者名 (* <u>○○○○</u>) (* <u>○○○○</u>)	(1) 避難口を開放し、避難経路図に従い、避難誘導にあたる。 (2) 避難誘導は、大声で簡潔に行いパニック防止に全力をあげる。	○ 平常時の任務と同じ。 (1) 警戒宣言発令の伝達に先立ち、出入口等に配置につく。 (2) 警戒宣言発令の伝達に伴う避難誘導を行う。
※ <u>応急救護</u> 担当 担当者名 (※ <u>○○○○</u>) (※ <u>○○○○</u>)	※ (1) 負傷者に対する応急処置 (2) 救急隊との連携、情報の提供 (3) 負傷者の氏名、負傷程度の記録 (4) 逃げ遅れた者の救出	※ ○ 応急措置担当とする。 (1) 危険箇所の補強等を行う。 (2) 避難通路の確保

別表 4

防火管理業務の一部委託状況表

年 月 日現在

防火対象物名称		喫茶・軽食 ○○○○			
管理権原者氏名 (法人の場合、その名称)		株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○ 春日井市○○町1丁目1番地1			
再受託者の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 一部有 <input type="checkbox"/> 全部			
防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあつては名称及び主たる事務所の所在地〕					
		受託者が再委託する場合記入			
氏名 (名称)		○○ビル管理株式会社 春日井営業所			
住所 (所在地)		0568-85-○○○○			
担当事務所 (電話番号)		春日井市鳥居松町5丁目○○番地1			
受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検監視など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		<input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他防火上必要な事項()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
	方法	常駐場所			
		常駐人員			
		委託する防火対象物の区域			
		委託する時間帯			
	巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 出火防止業務 (火気使用箇所の点検など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		<input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左
			<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他防火上必要な事項()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> その他()
	方法	巡回回数			
巡回人員					
委託する防火対象物の区域					
委託する時間帯					
遠隔移報方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務		<input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		<input type="checkbox"/> 同左	
		<input checked="" type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> 救出・応急救護 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左 <input type="checkbox"/> 同左	
		<input type="checkbox"/> その他防火上必要な事項()		<input type="checkbox"/> その他()	
方法	現場確認要員の待機場所		春日井営業所内 事務所		
	到着所要時間		通報から10分以内		
	委託する防火対象物の区域		店舗全域		
	委託する時間帯		20:00～翌9:00		

(備考) 「受託者の行う防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

防火管理業務の委託を行う場合は、「防火管理業務の委託に関する契約書」等契約内容が分かる書類の写しを添付すること。

(防火・防災の手引き (従業員用))

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画を再確認してください。

消防計画の確認項目

- 1 通報連絡 (情報) 班の担当者が誰であるか、教えてください。
- 2 初期消火班の担当者が誰であるか、教えてください。
- 3 避難誘導班の担当者が誰であるか、教えてください。
- 4 日常の自主検査の実施担当者が誰であるか、教えてください。
- 5 定期的自主検査の実施担当者が誰であるか、教えてください。

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理 (水の入ったバケツに捨てる) を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物 (シンナー、ベンジンなど) を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持っていきましょう。
- 4 店内外の不審者に対しては、注意を払ってください。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119 番通報します。(火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など)
防火管理者に連絡し、指示を受けてください。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口 (出入口) を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 まず身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

防火・防災の手引き（新入社員用）

〔消防計画について〕

当事業所の消防計画の内容を熟読し、よく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
消火器が設置されている場所を自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気使用設備器具について〕

- 1 火気使用設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気使用設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気使用設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気使用設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気使用設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる。）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れがおさまったら、火気使用設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

建物の平面図を活用し、
避難経路を矢印で記入したものを
添付すること。
書式にあっては、この限りでなく
任意の書式でも可とする。